(目的)

第1条 この告示は、個人又は団体が有害鳥獣による農作物の被害を防止する ために設置する防護柵の購入に要した経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、農業経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 有害鳥獣 猪、猿、鹿、鳥その他の農作物に被害を与える動物
 - (2) 防護柵 弱電気を通した金属線(金属線に電気を流すための電源機 器及び危険表示看板等の設置に必要な器具一式を含む。)、シート、トタン、ワイヤーメッシュ、金属又は樹脂繊維の網その他の有害鳥獣の侵入を防ぐ ための柵

(補助金の交付対象事業等)

- 第3条 補助金の交付対象事業は、有害鳥獣による農作物の被害を防止するため に防護柵を購入し、及び設置する事業(以下「補助事業」という。)とする。
- 2 1の団体(個人にあっては1の世帯)に対する補助金の交付は、1年度につき1回を限度とする。

(補助金の交付対象者等)

- 第4条 補助金の交付対象者は、市内に住所又は事務所を有し、市内の耕作地に おいて補助事業を行う個人又は団体であって、次の各号のいずれかに該当す るものとする。
 - (1) 防護柵を設置する耕作地において現に耕作していること。
 - (2) 第6条第1項の規定による補助金の交付申請の日から30日を経過 する日までの間に防護柵を設置する耕作地で耕作を開始すること。
- 2 防護柵は、設置箇所の地形等を考慮して、最も合理的かつ経済的に設置しなければならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、購入経費の額の2分の1に相当する金額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)とし、1申請につき個人にあっては50,00 0円を、団体にあっては当該団体の構成員の数に50,000円を乗じて得た額と500,000円を比較して少ない方の額を限度とする。ただし、買替え又は更新に係る経費は、除くものとする。

(補助金の交付申請等)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする個人又は団体(以下「申請者」という。) は、関市有害鳥獣被害対策事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に 掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 収支予算書(別記様式第2号)
 - (2) 補助事業に関する見積書の写し
 - (3) 防護柵を設置しようとする場所の図面
 - (4) 団体の運営に関する規約及び構成員の名簿
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類の審査 及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付するかどうかを決定 し、関市有害鳥獣被害対策事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式 第3号。以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知する。
- 3 前項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」 という。)は、申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しよう とするときは、関市有害鳥獣被害対策事業補助金交付申請変更等承認申請書 (別記様式第4号)に交付決定通知書の写しを添付して市長に提出しなけれ ばならない。
- 4 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、関市有害鳥獣被害対策事業補助金交付申請変更等承認(不承認)通知書(別記様式第5号)により交付決定者に通知する。
- 5 市長は、第2項の規定による補助金の交付決定及び前項の規定による申請内 容の変更の承認について、条件を付けることができる。

(実績報告等)

- 第7条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに関市有害鳥獣被害 対策事業補助金実績報告書兼補助金交付請求書(別記様式第6号)に次に揚 げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 収支決算書(別記様式第7号)
 - (2) 補助事業に関する領収書の写し
 - (3) 資材の納品状況がわかる書類
 - (4) 防護柵の設置後の写真
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、 適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
 - (1) 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき。
 - (2) 交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市 有害鳥獣被害対策事業補助金交付決定取消(返還)通知書(別記様式第8号) により交付決定者に通知する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 改正後の関市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱の規定は、この告示の 施行の日以後に受理した申請に係る補助金について適用し、同日前に受理し た申請に係る補助金については、なお従前の例による。